

南国市体育協会表彰規定

(主旨)

第1条 この規定は体育・スポーツの振興に顕著な功績のある個人、団体を表彰して、その栄誉をたたえるとともにスポーツの振興をはかるために設ける。

(表彰の対象)

第2条 南国市内に在住する生徒及び学生並びに一般の者を対象とする。但し、学生の場合は市外在住者も対象とすることができる。

(表彰の種類)

第3条 表彰は功労賞、優秀賞、優良賞とする。

2 体育・スポーツの普及および振興に功労のあった者に功労賞、技能・記録の優秀な個人、チームならびに団体に優秀賞、地域における体育・スポーツの振興に寄与した団体を優良賞とする。

(候補者の推薦)

第4条 各賞の候補者については誰でも推薦することができる。

(推薦期日)

第5条 候補者の推薦は1月末日までとする。

2 推薦期日以後の競技会等において優秀賞該当者が生じたときは表彰委員会開催までのものは当該年度の対象とし、それ以後のものは次年度の対象とする。

(表彰の審査)

第6条 表彰の審査は表彰委員会が行う。

2 表彰の審査基準については別に定める。

3 表彰委員会は第4条、第5条の候補者については表彰期日の1週間前までに委員会を開き受賞者名簿を作成して協会長に提出する。

(表彰の方法)

第7条 表彰状及び副賞を授与する。

(表彰の期日)

第8条 表彰は毎年2月下旬に行う。但し、特別の事情が生じた時は変更することができる。

(規定の変更)

第9条 この規定は表彰委員会の同意をもって総会に因り、変更することができる。

付 則

この規定は昭和49年4月1日より施行する。

一部変更 平成5年5月22日

" 平成6年4月30日

" 平成7年5月20日

" 平成16年5月16日

この規定を施行するに必要な内規は別に定める。

内 規

優秀賞授与の基準

1. 全国大会に於いて6位以上の成績をおさめた個人及び団体。
2. 四国大会に於いて3位以上の成績をおさめた個人及び団体。
3. 県大会に於いて優秀な成績をおさめた個人及び団体。
4. その他、前3項に準ずるもので委員会において特別に認めたもの。
5. 県体協表彰、高新スポーツ賞を受賞したものは対象外とする。

功労賞授与の基準

1. 南国市体育協会または南国市体育協会加盟団体の役員として役員経験が30年以上あり、市の体育・スポーツの普及、振興に永年努力し、その功績が特に顕著なものであって、60歳以上のもの。
2. 表彰委員会で特別に認めたもの。